

◎新潟県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、令和5年4月9日執行の新潟県議会議員一般選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、クリーム色の用紙に青色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、青色のインクで刷り込むものと定めた。

令和5年3月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

候補者氏名	<p>点字投票</p> <p>令和5年4月9日執行</p> <p>新潟県議会議員一般選挙投票</p> <p>○注 意</p> <p>候補者の氏名は、補充に入書くこと。</p> <p>候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>印</p>